

# 新 庄 市

## 請負工事設計変更ガイドライン

令和 2 年 4 月

新 庄 市 財 政 課

# 目 次

I	総則	2~3
	-1 設計変更ガイドライン策定の背景	
	-2 設計変更における基本原則	
	-3 工事一時中止における取扱い	
	-4 設計図書（特記仕様書）への記載例	
	-5 本ガイドラインの適用	
II	設計変更の基本事項	4
	-1 発注者・受注者の留意事項	
	-2 設計変更が不可能なケース	
	-3 設計変更が可能なケース（約款第 19 条に該当する場合）	
	-4 設計変更が可能なケース（約款第 20 条に該当する場合）	
	-5 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項	
III	設計変更・契約変更手続きのフロー	8
	-1 契約約款第 19 条に該当する設計変更の流れ	
IV	関連事項	9
	-1 「設計図書の照査」の範囲	
	-2 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	
	-3 指定・任意の正しい運用	
	-4 条件明示の徹底について	
	-5 入札前・契約後（施工前）の設計図書等の疑義の解決	
V	工事一時中止ガイドライン	14~16
	-1 工事一時中止に係る基本フロー	
	-2 発注者の一時中止指示義務	
	-3 工事を一時中止すべき場合	
	-4 工事一時中止の指示・通知	
	-5 基本計画書の作成	
	-6 請負代金又は工期の変更	
	-7 増加費用の考え方	
	-8 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	

# 【新庄市請負工事設計変更ガイドライン】

## I：総 則

---

### -1 設計変更ガイドライン策定の背景

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されていることや「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

これらを、円滑に進めるためには、発注者と受注者がともに設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があるため策定するものである。

### -2 設計変更における基本原則

本市における設計変更については、当該工事の契約目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合に限り行うものであるとして以下に示すような場合は、上記の基本原則の範囲を超えるものと捉え、当該工事との分離発注が困難な場合等を除いては別途発注とする。

- 設計変更による増加見込金額の累計が当初契約金額の30%を越える場合
- 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合
- 当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合

### -3 工事一時中止における取扱い

本市の工事一時中止については、以下を考慮し実施する。

- 工事一時中止（全部）期間が1ヶ月以下の場合、もしくは工事の中止の範囲が一部の案件については一時中止に伴う増加費用の計上及び工期の変更はしない。
- 工期の設定に当たっては、上記を考慮し、各工事の設定工期（積み上げ）にあらかじめ、プラス1ヶ月を見込むものとする。

#### -4 設計図書（特記仕様書）への記載例

本市、設計図書への記載例については、以下の内容とする。

設計変更については、新庄市請負工事設計変更ガイドラインによるものとする。  
ただし、これによりがたい場合は、山形県が示す設計変更ガイドライン及び工事一時中止に係るガイドラインによるものとする。

#### -5 本ガイドラインの適用

本ガイドラインは、新庄市工事請負契約書を使用して契約した工事に適用する。

また、設計変更及び契約変更に関する規定について、新庄市工事請負契約書に準じた契約書を使用した請負契約においても準用する。

※請負契約とは、「～修繕」、「～業務委託」等、契約件名によらず、委託した仕事の完成をもって請負金額を支払う契約

## Ⅱ：設計変更の基本事項

### － 1 発注者・受注者の留意事項

#### (1) 【発注者】における留意事項

設計積算にあたっては、「Ⅲ-4 条件明示の徹底について」を参考に、条件明示に努めるとともに、施工中に受注者からの質問・協議があった場合は、迅速に対応するものとする。



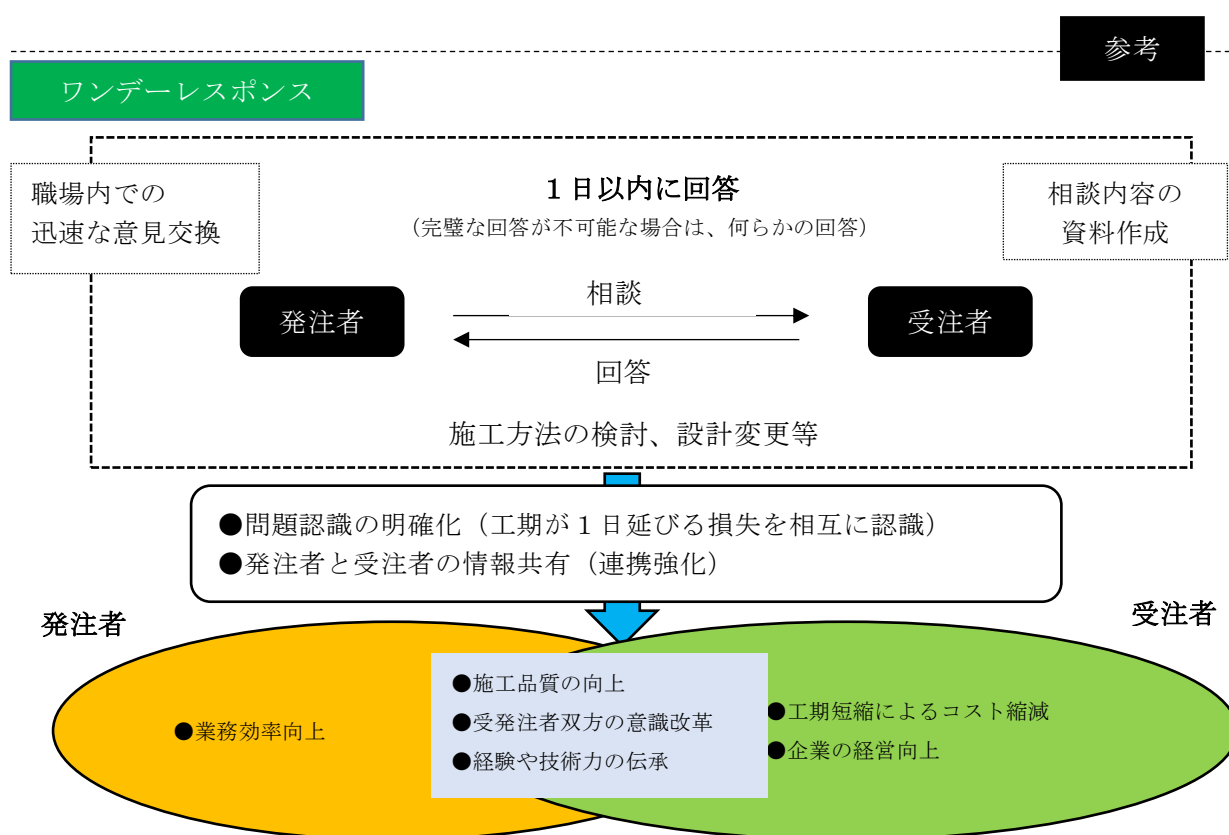
※ワンデーレスポンスの相互努力

#### (2) 【受注者】における留意事項

工事着手前に、設計図書を照査して着手時における疑義を明らかにし、各項目について「協議」を実施する。また、施工中に疑義が生じた場合にも、その都度、発注者と「協議」を行いながら進めることが重要である。

#### (3) 定義

- 設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の一部を訂正・変更することをいう。
- 契約変更とは、設計変更に伴う契約金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うことをいう。



## － 2 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。

- (1) 発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合  
(※「協議」をしているが、協議の回答が無い時点で施工を実施した場合も同様)

### 【例】

□設計図書の仮設方法では、施工が出来なかったが、「協議」を行わず、別の方法で施工した。

- (2) 「承諾」で施工した場合

### 【例】

□発注者が定める仕様以外の材料を監督職員の「承諾」のうえ、使用した。(下記参照)

- (3) 契約約款・仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合

- 契約約款第 19 条から第 25 条に定めのあるもの (下記参照)  
□共通仕様書 1-1-15 から 1-1-17 に定めのあるもの (下記参照)

- (4) 設計表示数位に満たない数量の変更の場合

なお、この場合であっても、図面の変更が生じる場合には、設計図書の変更を行います。

### 【例】

- 当初設計 舗装工 表層 520 m<sup>2</sup> ⇒ 変更 舗装工 524 m<sup>2</sup>  
(※設計表示数位に四捨五入すると 520 m<sup>2</sup>)

- (5) 任意仮設、施工方法、労務者の人数、建設機械の規格等の任意事項の変更の場合

□なお、設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合には、設計変更の対象となります。

### 【例】※現場条件の変更がなく、受注者の責任において自由に施工を行うことができる範囲

- ・ 当初設計 (標準積算) バックホウ掘削 ⇒ クラムシェルで施工

※契約約款第 28 条 (臨機の措置) については、別途考慮する。

## 参考

### 【契約約款第 19 条～25 条】

- ・ 第 19 条 (条件変更)
- ・ 第 20 条 (設計図書の変更)
- ・ 第 21 条 (工事の中止)
- ・ 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)
- ・ 第 23 条 (発注者の請求による工期の短縮)
- ・ 第 24 条 (工期の変更方法)
- ・ 第 25 条 (請負代金額の変更方法等)

### 【共通仕様書】

- ・ 1-1-15 (工事の一時中止)
- ・ 1-1-16 (設計図書の変更)
- ・ 1-1-17 (工期変更)

### 【承諾・協議】

- 承諾>受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの  
－変更不可－
- 協議>発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの  
－変更可能－

－ 3 設計変更が可能なケース

契約約款第 19 条に該当する以下の場合においては、**設計変更が可能です。**

	該 当 す る 事 実	根 拠	例
1	図面、仕様書、閲覧設計書が一致しない場合	契約約款第 19 条 第 1 項第 1 号	・使用材料の規格が、図面 と仕様書で違う
2	設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	契約約款第 19 条 第 1 項第 2 号	・条件明示すべきなのに 一切無し ・計上漏れ、寸法違い
3	設計図書の表示が明確でない場合	契約約款第 19 条 第 1 項第 3 号	・地下水位が不明確 ・作業時配水 OR 常時配水 ・材料規格が明確でない
4	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制 約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工 条件と実際の工事現場が一致しない場合	契約約款第 19 条 第 1 項第 4 号	・設計図書明示と一致し ない
5	設計図書で明示されていない施工条件について予 期することのできない特別の状態が生じた場合	契約約款第 19 条 第 1 項第 5 号	・一部に軟弱地盤の改良 が必要 ・埋蔵文化財の発見

上記以外には、以下の場合においてのみ、設計変更が可能になります。

「協議」や「指示」等、書面での手続きを行っている場合

－ 4 設計変更が可能なケース（契約約款第 20 条（設計図書の変更）に該当する場合）

【概要】

本条は、発注者は、その都度設計図書を変更できること、そして、その場合において、必要がある  
と認められるときは、工期又は請負代金額の変更を行わなければならないと規定。

この条項は、社会的、経済的に有利な場合など、限定的に適用すべきです。

【例】

- 早期供用を図るため、施工範囲を拡大する場合
- 地元調整の結果（振動の影響等）、施工範囲を縮小する場合
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- 警察、河川、鉄道等との管理者協議により、施工内容の変更、工事を追加する場合
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- 工事現場の安全管理上、防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く）が必要と判断  
し、追加する場合
- 使用材料を変更する場合 等

－ 5 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

◆ 発注者の留意事項

適切に工事を施工するために、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合には、「指示」や「協議」等を速やかに書面で行うこと（※ただし、現場、電話での緊急時等（臨機の対応等）の場合にあつては、口頭での指示も可能とするが、遅滞なく（遅くとも翌日までに）書面化すること）とする。
- 工事打合簿には、設計変更の有無や変更概算額（直接工事費、税抜）を記載するものとする。ただし、変更概算額を記載するのは、現設計図書において積算体系ツリーのレベル4（細別）以上の項目が増減する場合とし、その時点で把握できる設計全体の増減で計算するものとする。なお、緊急時等（臨機の対応）の場合にあつては、受発注者の合意のうえ、後日に変更概算額を明記することもできることとする。  
（※変更概算額は設計変更時の参考となるものであり、この金額で契約変更するものではない。）
- 受注者から設計図書について確認の請求があつた場合には、受注者の立会いの上、調査を行う。  
（※契約約款第 19 条第 2 項）
- 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と「協議」のうえ、決定する。  
（※契約約款第 24 条、第 25 条）

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

#### ◆ 受注者の留意事項

適切に工事を施工するために、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 入札前に設計図書において必要な条件が明示されていないことを確認した場合には、入札前に疑問点に関する質問を行う。（ただし、現地精査後に判明する等の入札前に気づかない部分もあるため、この場合にあつては、入札後の協議を妨げるものではない。）
- 設計図書と工事現場に相違ある、必要な条件明示がされていないなど施工するうえで疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する。  
（※契約約款第 19 条第 1 項）
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と「協議」を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。

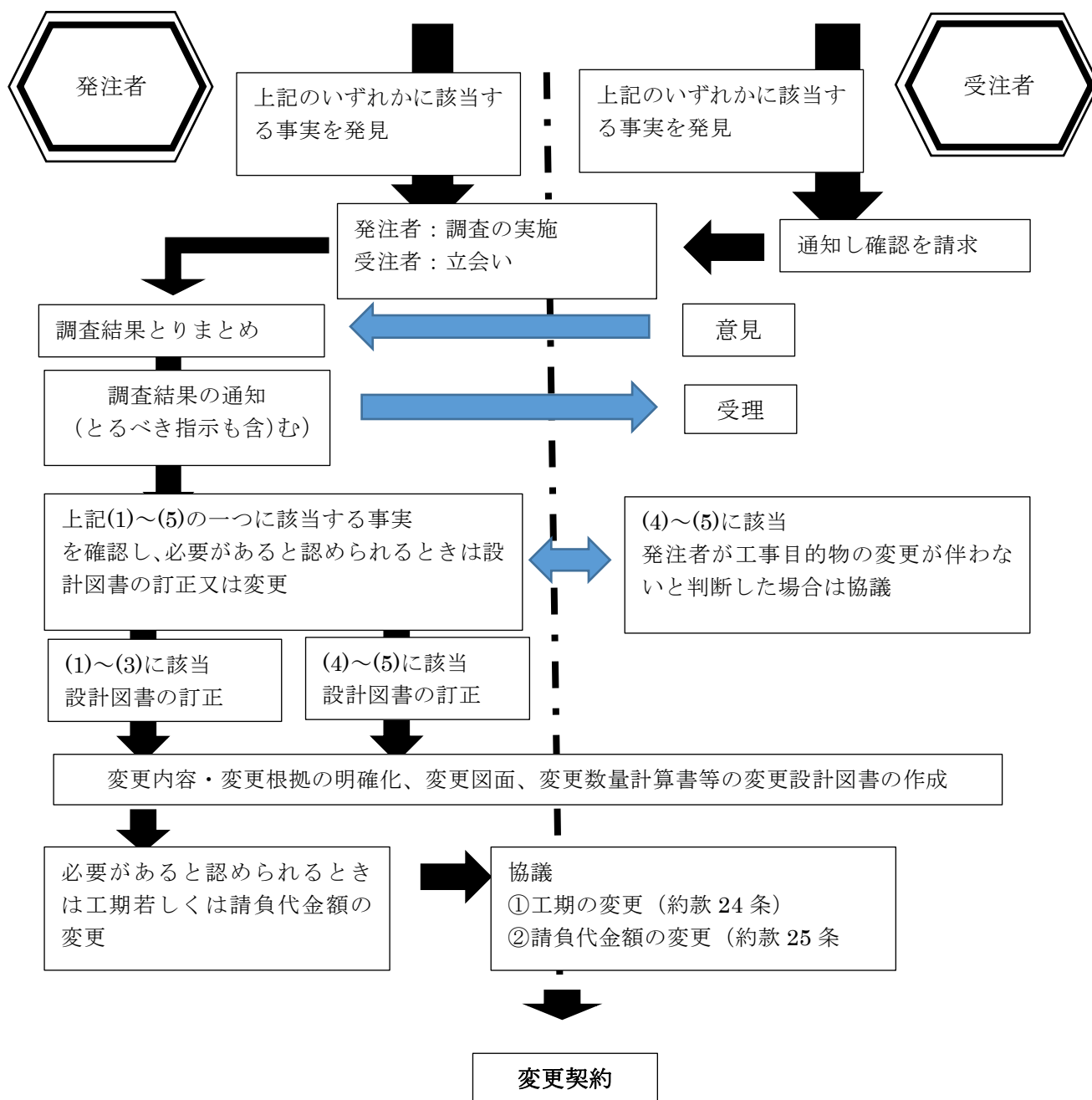
受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあつた発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。



### Ⅲ：設計変更・契約変更手続きのフロー

#### ー 1 契約約款第 19 条に該当する設計変更の流れ

- (1) 図面、仕様書、閲覧設計書が一致しないとき
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実態の工事現場が一致しないとき
- (5) 設計図書で示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき



## IV：関連事項

### － 1 「設計図書の照査」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のとおり

- (1) 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認
  - 数量計算書と設計書の内容の整合確認
  - 構造計算書の入力値や設計値と図面の整合確認  
(契約後、発注者は、コンサル等で実施した構造計算書を受注者に提供する)
  - 設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか

- (2) 設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認
  - 設計図書のとおり構造物を造ることが出来るかどうか
  - 縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその軽微な修正等
  - 当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等
  - 埋設物・支障物件等の現地確認

- (3) 特記仕様書に特別の記載があるもの

※なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「2-6-15 路面切削工」「2-6-16 舗装打換え工」「2-6-17 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれます。

### － 2 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下のものなどが想定され、このような場合は「別途業務にて実施した設計図書で指示する」等、発注者がその費用を負担します。

- (1) 新たに設計図の作成が必要なもの
  - 現地測量の結果、横断図を新たに作成、又は縦断見直しに伴う横断図の再作成や排水路計画を新たに作成する場合
  - 土工の縦横断図の見直しが必要な場合

- (2) 構造計算等が伴うもの
  - 構造物の応力計算を伴う照査や計画高さ、載持高さ、延長等が変更となり構造計算の再計算が必要な場合
  - 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の再計算及び図面作成が必要な場合
  - 土留め等（指定仮設）の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成の場合

- (3) 設計根拠の検討まで必要なもの
  - 「設計要領」・「各種示方書」等で示す設計計算・考え方との照合
  - 設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工費の算出
  - 設計のため地質調査が必要な場合

### － 3 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、契約約款第 1 条第 3 項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

#### 1. 指定仮設と任意仮設

##### (1) 指定仮設（発注者が設計図書で指定する）

近接する既設構造物への影響や一般交通等、第三者への影響（公衆災害）や重大な労働災害の防止に十分配慮する必要があることから仮設方法を事前に指定するもので、仮設等の設計条件、構造詳細、使用材料の材質や規格並びに数量を明示する契約方法。

具体的には次に掲げるもの、及びこれらに類するものとする。

- 仮橋仮道 一般交通の用に供するもの
- 仮締切 人家、公共施設への影響が大きい堤防の機能を一時的に喪失させる場合
- 仮水路 人家、公共施設への影響が大で、管理者協議より本工事と同程度の施工
- 支保工 重要構造物に支障を与えること無く工事を施工する場合で特別に工法指定
- 特に、仮設工法を指定する場合  
任意仮設工のうち、諸般の条件から受注者の自主的な工法が不適當な場合

##### (2) 任意仮設（発注者は設計図書で指定しない）

指定仮設以外の仮設で、仮設のための工法や使用材料等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の自由選択に任ずる契約方法。

（例）作業土工、型枠、足場工、土のう工、ポンプ排水等

任意仮設は、「その仮設、施工方法の一切の手段選択は受注者の責任で行う」ことから、その仮設、施工方法の選択は受注者に委ねられているので、原則設計変更の対象外。

ただし、設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合には、設計変更の対象となります。

#### 2. 指定と任意の表示について

※基本、設計図書に記載された事項は全て契約事項（指定）です。

ただし、契約事項とすることが不適切な事項については、「参考」である旨を明示することができる。（任意施工で原則設計変更対象外）

##### 1) 積算書等

積算書の構成は、「表紙」「工事費内訳書」「明細書」「単価表」等となっていますが、「単価表」以下については受注者の任意の部分が体勢を占めていることから、設計図書には添付しません。発注者が必要と判断した場合であっても、労務者の人数や建設機械の規格については任意事項から、原則、明示を行いません。

##### 2) 設計図面

設計図面の構成は、位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・一般図・詳細図・仮設図等となっていますが、「仮設図」等で任意施工に係るものについては、図面に「参考図」等の表示をして添付する。

－ 4 条件明示の徹底について

1. 明示方法

下記に示す施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する。

2. その他

- 1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものである。
- 2) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

【明示項目及び明示事項一覧】

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<input type="checkbox"/> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 <input type="checkbox"/> 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 <input type="checkbox"/> 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込みの時期 <input type="checkbox"/> 4. 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 <input type="checkbox"/> 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 <input type="checkbox"/> 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 <input type="checkbox"/> 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<input type="checkbox"/> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 <input type="checkbox"/> 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 <input type="checkbox"/> 3. 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、時間、使用条件、使用方法等
公害関係	<input type="checkbox"/> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 <input type="checkbox"/> 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 <input type="checkbox"/> 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） <input type="checkbox"/> 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

安全対策 関係	<input type="checkbox"/> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 <input type="checkbox"/> 2. 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は内容 <input type="checkbox"/> 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 <input type="checkbox"/> 4. 交通誘導員を配置する場合、配置人数、配置日数とその根拠となる作業条件を明示（配置箇所、規制方法、規制時間帯） <input type="checkbox"/> 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中 道路関係	<input type="checkbox"/> 1. 一般道路を搬入者として使用する場合 (1) 工事中資材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 <input type="checkbox"/> 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備 関係	<input type="checkbox"/> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 <input type="checkbox"/> 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 <input type="checkbox"/> 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物 関係	<input type="checkbox"/> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 <input type="checkbox"/> 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 <input type="checkbox"/> 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事中支障 物件等	<input type="checkbox"/> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事中支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 <input type="checkbox"/> 2. 地上、地下等の占用物件工事中と重複して施工する場合は、その工事中内容及び期間等
薬液注入 関係	<input type="checkbox"/> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 <input type="checkbox"/> 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<input type="checkbox"/> 1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 <input type="checkbox"/> 2. 工事中現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 <input type="checkbox"/> 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 <input type="checkbox"/> 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 <input type="checkbox"/> 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 <input type="checkbox"/> 6. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 <input type="checkbox"/> 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 <input type="checkbox"/> 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 <input type="checkbox"/> 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

## － 5 入札前・契約後（施工前）の設計図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになります。

### 1. 入札前

#### (1) 入札説明書（抜粋）

##### 7 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及び入札説明書に対する質問がある場合は、1で示した期間内及び場所へ書面を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1で示した期間及び場所において閲覧に供する。

### 2. 契約後

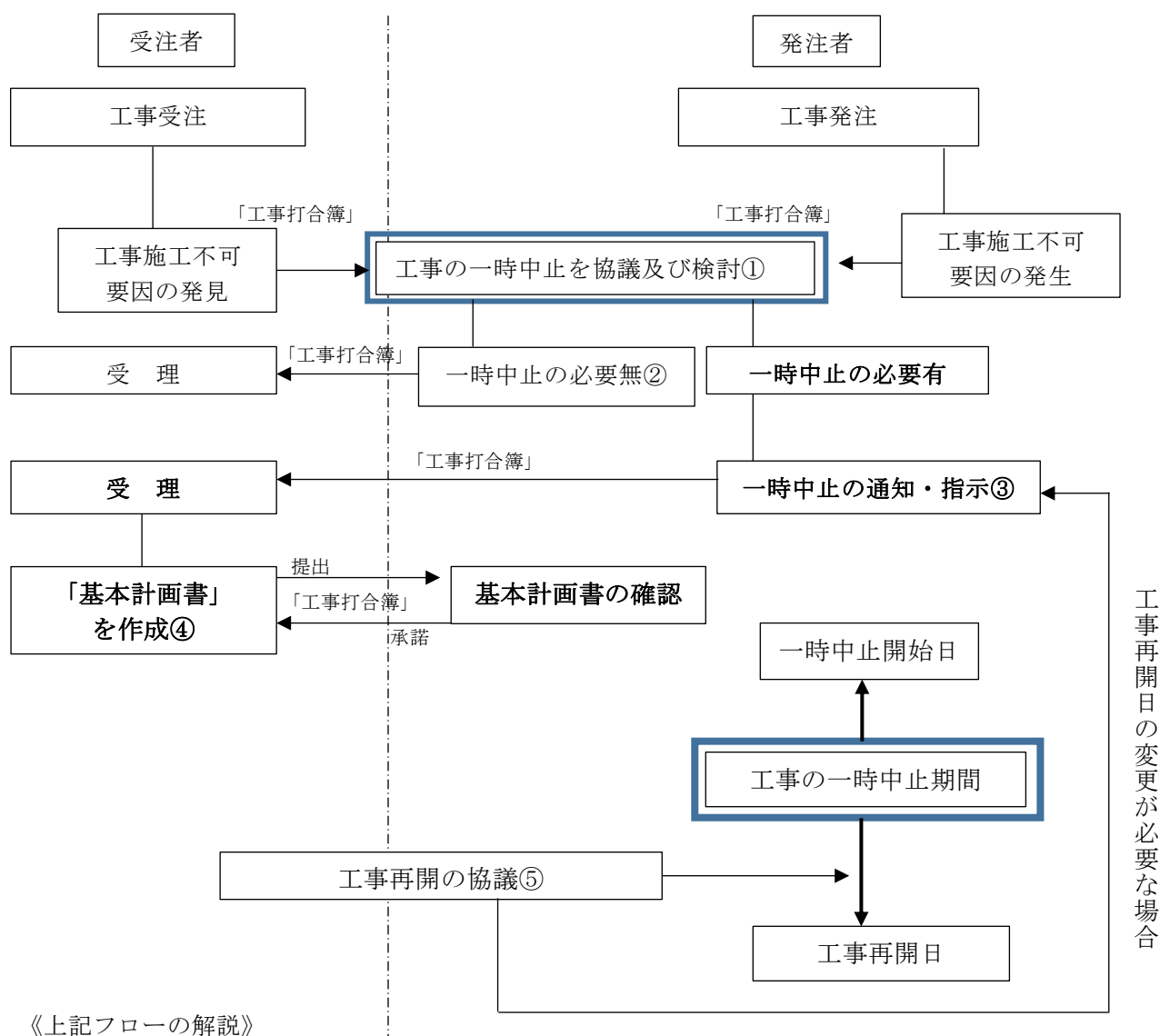
#### (1) 共通仕様書（抜粋）

##### 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実を確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

## V : 工事一時中止ガイドライン

### ー 1 工事の一時中止に係る基本フロー



《上記フローの解説》

- ① 工事の施工不可要因について、発注者と受注者により「工事の一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。尚、一時中止期間が新庄市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第 53 条（2）に該当する場合は、受注者に契約の解除権が発生します。・・・【工期の 5/10 で最大 6 ヶ月】
- ② 協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要でない場合、発注者は「工事打合簿」にて受注者にその旨を通知します。
- ③ 協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要な場合、発注者は「工事一時中止通知書」にて、受注者に「工事の一時中止」を通知し、「工事打合簿」にて、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- ④ 受注者は、工事の一時中止の指示があった場合、一時中止期間中の維持管理に関する「基本計画書」を提出し承諾を得ます。
- ⑤ 発注者と受注者により、工事を再開する日時等について協議します。  
(工事再開日の変更が必要な場合は「工事の一時中止」の変更通知を行います。)

## － 2 発注者の一時中止指示義務

- 受注者の責に帰することができない事由により施工できないと認められる場合には、発注者が工事の一時中止を命じなければならない。【約款第 21 条】

## － 3 工事を一時中止すべき場合

- 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認める場合は、
  - ① 「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」
  - ② 「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」の 2 つが規定されている。【約款第 21 条】
- ③ 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため（約款 19 条）施工を続けることが不可能な場合・・・等。

## － 4 一時中止の指示・通知

- 発注者は、工事を一時中止するにあたっては、一時中止対象となる工事の内容、工事区域、一時中止期間の見通し等中止内容を受注者に通知しなければならない。【約款 21 条】  
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

## － 5 基本計画書の作成

- 工事を一時中止した場合において、受注者は一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。【土木工事共通仕様書 第 I 編 1-1-15】

## － 6 請負代金又は工期の変更

- 工事を一時中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。【約款 21 条】  
※ 「必要があると認められるとき」とは、約款 24 条、25 条により受発注者が協議を行い、工期または請負代金額の変更が必要な場合を意味する。

## － 7 増加費用の考え方

- 本工事施工中に一時中止した場合【土木工事標準積算基準書 第 I 編 第 10 章】
  - ◆ 増加費用等として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、労働者・建設機械器具等の保持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。
  - ◆ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、費用の必要性・数量などについて受発注者が協議して行う。



◆標準積算では、一時中止期間中の現場維持費等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率で計上する項目とする。

□本工事施工前に一時中止した場合

◆準備工着手前においては、仮設物や安全設備等が必要な場合、その損料、賃料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

◆準備工期間においては、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

## － 8 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

□ 増加費用の設計書における取扱い

◆増加費用等については、間接工事費に「一時中止期間中の現場維持費の費用」として計上する。

◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、「一時中止期間中の現場維持費の費用」以外の該当する工種に追加計上する。

新庄市請負工事設計変更ガイドライン

令和 2 年 4 月

新庄市 財政課 施設マネジメント推進室